

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 5月 29日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04108

研究課題名(和文) 災害経験と被害の社会的承認 環境社会学の視点から

研究課題名(英文) Disaster Experience and social recognition of damage

研究代表者

関 礼子 (SEKI, Reiko)

立教大学・社会学部・教授

研究者番号：80301018

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：東日本大震災からの「復興」は現在進行形の問題である。いまだに放射線量が高い避難指示区域があり、避難を余儀なくされている地域がある。他方で、避難指示が解除された地域の避難者は自主避難者化している。原発事故の打撃を受けた地域は、復興事業によりより脆弱になっていくことも問題視される。ショック・ドクトリン(ナオミ・クライン)である。避難者(区域内避難者・区域外避難者・自主避難者)にとって、避難の経験はどのようなものか。「制度の時間」と「生活の時間」のズレから、それぞれの被害のかたちを析出するとともに、公害としての原発事故という観点から、被害の社会的承認なくして達成しえない復興のかたちを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公害問題としての原発事故という観点から、被害が社会的に承認されないことによる被害拡幅について明らかにした点で、加害-被害論の展開に寄与した。また人と自然とのかかわりを途絶させた「故郷剥奪(ふるさと剥奪)」被害を提示することで、地域社会の存立要件と復興に必要な視点を明確にした。福島原発事故後も、原発は社会的費用が安価であるとされており、コスト分析では原発事故損害賠償は他のコストに比べても格段に小さいものとみなされている。しかし、避難指示区域における「故郷剥奪」の議論は、区域外の「自主」避難と同様に、社会的に未だ十分に承認されていない被害があることを示すのである。

研究成果の概要(英文)："Recovery" from the Great East Japan Earthquake is the ongoing problem. There are the areas under evacuation orders because of high radiation doses, there are areas that evocation order were lifted. In the latter case, the evacuees are regarded as "voluntarily evacuees. Another problem is that areas damaged by the nuclear accident has become vulnerable due to reconstruction work. It is so coled "Shock Doctrine" (Naomi Klein). What is the experience of refuge for the evacuees (the areas under evacuation orders, outside the areas where evocation instruction was given in Fukushima Prefecture, and outside Fukushima Prefecture)? From the difference between 'Time of System' and 'Time of Life', we clarified the feature of each damage. And we considered the reconstruction that could not be achieved without the social recognition of the damage, from the viewpoint of the nuclear accident as pollution.

研究分野：社会学(環境社会学)

キーワード：原発公害 ふるさと剥奪 制度の時間 生活の時間 被害の社会的承認

1. 研究開始当初の背景

東日本大震災は、大規模複合災害が被災地の生活を根底から覆すだけでなく、文明禍として立ち現れることを明らかにした。福島原発事故でも汚染水漏れ、損壊建屋の瓦礫撤去時の放射能飛散、除染廃棄物問題などの環境汚染を広範に引き起こした。ハード中心の復興事業は自然環境に大きな環境影響を与えることが懸念され、しかも被災者・避難者の復興に必ずしも寄与しないことが指摘されてきた。

これら大規模災害に伴う追加的な環境ダメージは、被災地域とそこに住む人々の「生」、すなわち生命や健康、生活、人生、生きざまへの脅威であるだけでなく、遠い将来にまで託さねばならない「負の遺産」になっている。しかしながら、こうした追加的な影響も含め、トータルな「物の見方」(高橋信隆)は、法的にも制度的にも成熟してこなかった。

そこで、被災地における「生活(ライフ)」(= life、生命、生活、人生といったトータルな意味での「生」)から被害の状況を多角的に描き出すとともに、「生活(ライフ)の復興・復権」を考察することが必要であると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「史上最大・最悪の公害」といわれる福島第一原子力発電所事故について、環境社会学の理論的蓄積の上に考察することである。福島原発事故では、楢葉町を除く避難指示区域で自治体を分断する区域再編が行われた。しかも、除染の範囲と効果が限定的で、田畑が除染廃棄物の仮置き場となり、将来的にコミュニティがコミュニティとして存続することを前提に復興像を描けない状況がある。のみならず、マイナー・サブシステムなどを通じた自然とのかかわりや、墓や寺などを通じた祖先とのつながりの断絶など、広く「ふるさと喪失」を問題にせざるを得ない。実際、人と自然とが織りなしてきた環境(=ふるさと)の喪失が複数の裁判で争われている。

本研究では、自治体職員や訴訟運動の担い手だけでなく、サイレント・マジョリティである人々の声を直接に拾い上げ、復興へと向かう「政策の時間」が措定しているコミュニティが、被災・避難者の「生活の時間」が選び取ったコミュニティと乖離する状況を明らかにしていく。

具体的には、第1に、経験知や暗黙知として培われてきた自然環境や地域コミュニティへの信頼システムが、災害によっていかに変化したかを明らかにすることである。第2に、これまでに例を見ない環境ダメージが、人々の「生」を脅かすものであることを示し、第3に、「生活(ライフ)の復興」に資する政策を提示していくことである。また、公害としての原発事故問題という観点から、被害の社会的認知(非認知・未認知)を析出する。

3. 研究の方法

大規模災害時には、「政策の時間」と「生活の時間」のズレが合意を無効化するという事態が広範にみられる。仮設住宅・復興住宅への入居や避難指示区域への帰還希望の意思表示が、時間の経過に伴って異なるベクトルを向くことも多い。したがって、現地では原発事故後の「復興」をめぐる、どのような像が結ばれているのか、何が課題として語られ、どんな解決策が必要とされているのかを、現場の視点から多角的に調査・分析する必要がある。

本研究では、主として、アンケート調査とヒアリング調査によって研究を遂行した。これらは、裁判運動の参与観察および裁判傍聴者へのインタビュー調査とあわせてデータ化し、分析対象とした。また、データの一部を聞き書きの手法でまとめ、公開した。その際、地域の祭事や仏事、生業やマイナー・サブシステム、就労や医療・教育など、生活全般の中で組織化されてきた関係性に着目し、福島原発事故後の被害を総体として捉えることとした。

4. 研究成果

成果の概要：

本研究は、東日本大震災(主として福島第一原子力発電所事故)や復興事業がもたらす環境影響を、被災当事者の視点から析出していくことを目的とした。災害をめぐる「生活の時間」と「制度の時間」のズレがもたらす「ライフの復興」の遅れに焦点をあて、「災害をめぐる『時間』」「故郷喪失から故郷剥奪の被害論」「原発事故避難を巡る“復興”と“再生”の時間」「故郷喪失から故郷剥奪の被害論」(関編2018所収)で示した。

また、時間の経過に伴う避難者の制度的消失を時間(t)がもたらす被害認知の変化として示し(奥村編2018、関2018)故郷剥奪論を「土地に根ざして生きる権利」の提唱へとつなげた(関2019)。被害の社会的認知については、社会的認知・非認知・未認知としてカテゴライズした(宇都宮大学2018公開シンポジウムのコメンテーター)。

社会的に認知されにくい避難指示区域外被害者の支援について、沖縄の事例を軸にまとめた(関・高木編2019所収)。避難指示区域における被害については、聞き取りデータの一部は、話者の了解のもと、聞き書き集(『村びとたちは眠れない 早川篤雄と原発の同時代史』)にまとめた。

新たな概念の提唱：

研究計画時には避難指示区域であった地域が、研究を遂行していくなかで避難解除されていくことになったため、「復興」のダイナミズムと複雑化する被害の関係を捉えるような理論構築が必要とされた。

そこで、避難指示区域の避難者、避難指示区域後の避難者、避難指示区域外避難者（自主避難者）の被害の連続性を示す概念として「ふるさと喪失」を用い、避難指示区域に特徴的な被害としての「ふるさと剥奪」を概念化した。

ここで「ふるさと」とは、人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、それらの持続性と持続性によって構成要素とし、それらが三位一体となって「ふるさと」を形成するものと捉えた。そのうえで、避難指示が継続している地域を事例とする「ふるさと剥奪」のプロトタイプ A と、避難指示が解除された地域を事例とする「ふるさと剥奪」のプロトタイプ B に区分し、いずれにおいても「ふるさと剥奪」が不可逆な被害をもたらしていることを示した。

故郷剥奪のプロトタイプ A は、現在もなお帰還困難区域である浪江町津島地区に見出される。津島地区の住民が原告となった津島原発避難者訴訟は、原状回復を求める訴訟であり、原状回復がなされない場合の予備的請求として故郷喪失慰謝料を求めている。そこに、故郷は奪われたまま元には戻らないとしても、故郷のエートスだけはつないでいこうという津島地区の人々の訴えをみた。例えて言うならば、故郷の大木は切り倒されてしまったとしても、萌芽更新や接ぎ木によって故郷のエートスをつないでいこうという意味である。しかし、台木が枯死してしまったら、萌芽更新も接ぎ木による更新も不可能である。台木がまだ生きている期限を 10 年として、津島地区の原状回復を訴えているものと捉えた。

他方で、帰還困難区域の剥奪された故郷の行方を示すプロトタイプ B は避難指示解除後の川俣町山木屋地区に見出せる。もちろん、故郷という大木は切り倒されてしまっている。萌芽更新や接ぎ木で育つのは故郷のクローンである。剥奪された故郷を取り戻そうとしても取り戻せないのが「故郷変容」の実態である。しかも悩ましいのは、復興事業が逆機能を起こしていることである。

被害の社会的認知についての議論：

復興が強調される社会において、被害はノイズとしてかき消されてしまいがちである。被害が社会的に正当に認められる「被害の社会的認知」の状況に対して、未認知：被害が認められるのが正当であるが未だ認められていないという状況、非認知：被害を認める道理がない、正当な被害ではないと否定する状況、不認知：被害を認めていない状況という、3つの状態がある。

避難指示区域内と避難指示区域外では、避難に伴う支援のあり方だけでなく、損害の賠償額にも大きな差があった。どちらであっても、避難には社会的な痛みが伴った。避難指示区域の避難者には損害賠償があるために、避難指示区域外の避難者には「指示なき避難」という制度的な避難の「資格」を欠くために、ねたみの呪詛がかけられた。

不公平な状況に対するねたみは、最悪の公平をもたらす。矛盾ある制度の改革にではなく、社会正義（social justice）を低空飛行で安定させることに寄与するからである。ねたみとは、換言すれば、プラスではなくマイナスに作用する相対的剥奪（relative deprivation）の感覚である。

現在の被害者の声は未認知の状態にあるが、被害の声を抑圧する非認知の偏見や中傷が、賠償のための制度を低額賠償のための制度にとどめての制度的不認知を追認している。それは公害問題における差別・偏見の構造と類似している。

「生活（ライフ）」の変化からみた被害の相貌：

調査を通して、「生活（ライフ）」を軸に、避難前後の「ふるさと」の変化を具体的に記述し、分析した。避難前後の「生活（ライフ）」の落差が「ふるさと剥奪」の具体的な事例でもあるからである。

そのことの重要性は、福島原発避難者訴訟の判決においても示唆される。2018年3月22日の福島地裁いわき支部判決は、故郷喪失・変容慰謝料をはじめ、原告らの主張を認めた判決であった。にもかかわらず、原告らは「不当判決」「中間指針に追従」「ふるさと喪失損害を一部救済」という3つのハタを出した。概念として故郷喪失・変容慰謝料を認め、避難慰謝料も認めているが、両方を合算した賠償額を容認した判決である。低額の賠償しか認められなかったためであった。原告らの主張は全部認めるのに、賠償額はなぜ低額になったのか。

原告側は故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料が別個のものであると主張したが、判決はふたつを併せた慰謝料額を認定すべきだとした。福島原発避難者訴訟第1陣判決は、具体的な損害を避難の前後（原発事故の前後）での生活の落差として示し、故郷喪失・変容による損害と避難による被害損害とを峻別し、もって故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を別々に算定する合理性の説明を求めた。「生活（ライフ）」から被害状況を明らかにすることの重要性が、判示されている。本研究の成果をもとに、見えにくい被害を見る視点をなおいっそう発信していくことが今後の課題となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

関礼子、2019、「土地に根ざして生きる権利——津島原発訴訟と『ふるさと喪失／剝奪』被害」『環境と公害』48(3): 45-50. 査読なし

関礼子、2018、「書評リプライ 震災リフレクション・遠隔地避難で生まれたユートピアとレジエンスの『物語』 原口弥生氏の書評に答えて」『環境社会学研究』24: 222-226. 査読なし

〔学会発表〕(計 1 件)

関礼子「原発事故と『生の一回性』 対立を超えていく『語り』から」2018年9月 日本社会学会テーマセッション(甲南大学)

〔図書〕(計 3 件)

関礼子・高木恒一編、2018、『多層性とダイナミズム 沖縄・石垣島の社会学』東信堂、184.

関礼子編、2018、『被災と避難の社会学』東信堂、185.

奥村隆編、『はじまりの社会学 問いつづけるためのレッスン』ミルネヴァ書房、2018 (関礼子「環境と科学技術 環境は成長と開発の呪縛を解くことができるか」93-109).

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

立教大学関礼子研究室 HP (<https://www2.rikkyo.ac.jp/web/reiko/>)

報告書(関礼子編 2018 『記録』聞き書き 村びとたちは眠れない 早川篤雄と原発の同時代史)

「原発事故7年目の課題を考えるシンポジウム」(宇都宮大学、2018年2月9日)「不可視の被害に関する社会的未認知・非認知・不認知の視点から」(コメンテーター)

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。